第 259 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日　　時　令和 8 年 5 月 25 日(月) 午前 9 時 00 分～ 午前 10 時 30 分

2. 場　　所　横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 (39名)

1番　恩田 洋一	2番　石原 隆幸	3番　藤原 寿成	5番　岩田 孝史
6番　古田川光彦	7番　永濱 孝之	8番　安部 治美	9番　石原 博
10番　高橋 正敏	11番　藤原 克巳	12番　和久利 勝	13番　石原 敬士
14番　和久利 健	15番　立石 覚	16番　大坂 茂	17番　安部 傭造
18番　金倉 弘美	19番　藤井 卓	20番　八澤 幹夫	21番　森合 健一
22番　藤原 昭則	23番　渡部 雅一	24番　佐藤 昌利	25番　石原 宏二
26番　賀元 亨	28番　藤原 修	29番　藤原 功	30番　山田 幸則
31番　白名 貴美子	32番　嵐谷 行徳	33番　新田 昭喜	35番　浅野 保男
36番　川西 雄二	37番　小池 俊彦	38番　堀尾 敏久	39番　大塚 真人
41番　梅木 達也	42番　松島 昭夫	43番　原田 二朗	

4. 事務局又は説明者

農業委員会　事務局長補佐　石原　ゆう子
会計年度任用職員　和久利　民男
農業振興課　主　任　主　事　金倉　貫史

5. 欠席委員 (3名)

4番 藤原 康正　　34番 卜藏 秀夫　　40番 安部秀男

6. 議事日程

日程第１号　議事録署名委員の指名
日程第２号　報告第１号　農地の合意解約に関する届け出について
報告第２号　農用地の形状変更に関する届け出について
議案第１号　非農地証明交付申請の承認について
議案第２号　農地法第５条の規定による許可の取消しについて
議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第４号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第５号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第６号　農地利用集積等促進計画の承認について（一括契約）
議案第７号　奥出雲農業振興地域整備計画の変更について

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	それではただいまより、第259回奥出雲町農業委員会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会規則第8条の定めにより、本日の出席者の報告をいたします。本日の欠席者は4番藤原委員で、出席者は18名中17名、よって過半数に達しており、本日の総会は成立いたします。なお、推進委員の欠席は2名、出席者は22名です。次に奥出雲町農業委員会規則第25条第3項の定めにより、議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名者は16番大坂委員、17番安部委員にお願いいたします。本日上程いたします議題は、報告1を日程1として、議案第7まで順次上程いたします。ご審議よろしくお願いします。それでは議事に入ります。報告第1号農地法第18条第6項の規定による届け出について上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	1ページをご覧ください。報告第1号　農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和8年5月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　■■■■番ほか4筆。地目は登記簿、現況ともに田。面積は合計4，512㎡。賃貸人氏名　○○○○。住所　□□□□番地。賃借人氏名　●●●●。住所　△△△△番地。解約届出日　解約成立日、土地引渡日いずれも、令和8年4月20日。解約の理由　双方の合意による。 番号2、農地の所在　■■■■番ほか4筆。地目は登記簿、現況ともに田。面積は合計4，512㎡。賃貸人氏名　△△△△。住所　□□□□在住。賃借人氏名　○○○○。住所　□□□□番地。解約届出日　解約成立日、土地引渡日、解約の理由は、番号1に同じです。解約の理由　双方の合意による。 2ページをご覧ください。番号3、農地の所在　■■■■番。地目は登記簿、現況ともに田。面積は250㎡。賃貸人氏名　○○○○。住所　□□□□番地。賃借人氏名　●●●●。住所　△△△△番地。解約届出日　解約成立日、土地引渡日いずれも、令和8年4月20日。解約の理由　双方の合意による。 番号4、農地の所在　■■■■番。地目は登記簿、現況ともに田。面積は、250㎡。賃貸人氏名　●●●●。住所　△△△△番地。賃借人氏名　○○○○。住所　□□□□番地。解約届出日　解約成立日、土地引渡日、解約の理由は、番号3に同じです。 3ページをご覧ください。番号5、農地の所在　■■■■番。地目は登記簿、現況ともに田。面積は1，732㎡。賃貸人氏名　○○○○。住所　□□□□番地。賃借人氏名　●●●●。住所　△△△△番地。解約届出日　解約成立日、土地引渡日いずれも、令和8年4月20日。解約の理由　双方の合意による。 番号6、農地の所在　■■■■番。地目は登記簿、現況ともに田。面積は1，732㎡。賃貸人氏名　△△△△。住所▲▲▲▲番地。賃借人氏名　○○○○。住所　□□□□番地。解約届出日　解約成立日、土地引渡日、解約の理由は、番号5に同じです。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項でございますので、質疑、承認等は行いません。 次に、報告第2号農用地の形状変更に関する届けについて上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	4ページをご覧ください。報告第2号、農用地の形状変更に関する届出について、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和8年5月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、ほか1筆。地目は　登記簿、現況ともに田。面積　6，768㎡。届出者、氏名　○○○○、住所　△△△△番地。形状変更の理由　大型農作業用導入に伴い、圃場面積が狭く作業効率が悪いため形状拡大を図る。具体的には2筆に9枚の田がある農地を3枚の田にする、という内容です。本件は、令和2年11月に届出をされた農地の形状変更について、工事期

	間を令和8年3月31日から8年4月30日までに延長したことによる届出です。なお、延長の届出が遅れたことについての顛末書が届出人から出ています。また、先日、担当地区農業委員、推進委員と事務局で現地確認に行き、現地は工事が完了していることを確認しました。以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 報告事項でございますので、質疑、承認等は行いません。 次に、議案第1号非農地証明交付申請の承認について上程いたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	5ページをご覧ください。初めにお断りさせていただきます。開催通知では、議案第1号は2件上程予定でしたが、1件は取り下げとなりましたので、上程は1件とさせていただきます。 議案第1号、農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので、意見を求める。令和8年5月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番。地目は、登記簿が畑。現況は、山林。面積は78㎡。権利種別非農地証明。所有者氏名　○○○○。住所　△△△△在住。非農地の事由　昭和40年頃から耕作不便のため耕作をしていない。現在は、山林化している。資料1に地図を載せておりますので、ご覧ください。
議長	今説明がございましたが、○○○○さんでなく、●●●●さんですね。事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、19番藤井委員。
19番	はい、おはようございます。 19番藤井が補足説明をさせていただきます。場所ですが資料No.1にありますように、○○○○のちょうど前の所で、県の●●●●バイパス道路の横です。4月24日に事務局さん、それから◆◆◆◆の農業委員さん2名と推進委員さん3名と現地を確認いたしました。これは県道のバイパス工事で残った残地でありまして、非常に傾斜も強く、現状は竹林になっていることからどうかと思いますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。質疑ございませんか。承認することに異議ございませんか。承認をすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。挙手全員、よって番号1について、承認することに決しました。次に、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて上程いたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	6ページをご覧ください。議案第2号、農地法第5条第1項の許可の取消願があったので、審議を求める。令和8年5月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、□□□□番、1筆。地目は、登記簿、田。現況、山林。面積は、合計1，456㎡。譲渡人　氏名　○○○○　、住所　△△△△番地。譲受人及び取消願提出者　●●●●　住所▽▽▽▽番地。農地法5条転用の許可日及び許可番号は備考に記載のあるとおりです。取消しの理由です。昭和49年12月10日に所有権移転をした後、申請地に▲▲▲▲新設を考えていたが、諸般の事情により事業の進行が困難となり、結果として計画は中止せざるを得ない状況となったため。現在、現地は山林化している。 所有権移転はすでに済んでおりますので、取消していただきたい内容は「地目を変更するための転用許可」になります。なお、現地は山林化しているため、取消許可後に、引き続き非農地願申請をされる予定です。資料2に地図を載せておりますので、ご覧ください。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて番号1の補足説明を36番川西委員お願いします。
36番	はい。36番川西が補足説明を行います。先ほど事務局より説明があったとおりです。ですので○○○○の方から約2キロぐらい上がったところの橋がございまして、●●●●橋いう橋がございます。そこら辺りが▲▲▲▲ということで、計画されたみたいですけども、これの計画案も△△△△が開通した

	時点での計画だったみたいです。またこの辺りなんか温泉が出るような話もあったみたいで、申請されたみたいですけども先ほどの事務局の説明があったとおり、取消しのようになったみたいですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	はい。補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。質疑ございませんか。承認することに賛成の委員の挙手を願います。挙手全員。よって番号1について承認することに決しました。 次に議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について上程いたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	7ページをご覧ください。今回、議案第3号番号1と第4号の番号3は関連がありますので、この議案書とおりの順番で説明させていただきます。 議案第3号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので意見を求める。令和8年5月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、□□□□番、1筆。地目　登記簿は田、現況は、進入路等。面積1，186㎡のうち、250㎡。権利種別　賃貸借。貸付人氏名　○○○○、住所　△△△△在住。借受人氏名、●●●●、住所　◇◇◇◇番地。転用目的　進入路等、施設等　残土処理場　洗浄施設。本件は令和7年7月25日付けで農地法第5条により許可した案件の事業計画変更の承認申請です。申請地は隣接する田の区画整備事業に伴い、2回の事業計画変更を経て、令和8年3月31日までの一時転用を許可していました。盛土が不足しており、許可期間内に完成できないということで、引き続き申請地を使用するため、一時転用期間を令和8年4月30日まで延長する事業計画変更承認申請を提出されました。実際は事後の申請になりますので顛末書も出しておられます。4月27日に工事が完了した旨の報告書が4月30日に農業委員会に提出されましたので、先日担当地区の農業委員、推進委員と現場確認を行い、原状回復されていることを確認しました。資料3に地図を載せておりますので、ご覧ください。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明は終わりました。続いて補足説明に入ります。番号 1 の補足説明を 36番川西委員お願いします。
36番	はい。36番川西が補足説明させていただきます。先ほど事務局の説明があったとおりでございますけれども、○○○○さん。この前の4ページのところに○○○○さんところの圃場を直される予定において、ここの●●●●さんの田んぼのところへの進入路を作られて、そこの辺りに車の洗い場残土処理場洗浄施設を作られておりまして、事業計画期間の延長がされたということですので、よろしくご審議をお願いします。
議長	はい。補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。質疑ございませんか。承認することに異議ございませんか。承認することに賛成の委員の挙手を願います。挙手全員。よって番号1について承認することに決しました。次に議案第 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	8ページをご覧ください。議案第4号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求める。令和8年5月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、□□□□番、1筆。地目は、登記簿、現況ともに、田。面積は1，935㎡。権利種別　3条有償移転。譲渡人　氏名　○○○○、住所　△△△△在住。経営面積は、ご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人　氏名　●●●●、住所　▲▲▲▲番地。権利取得後の経営面積は、88．5aです。対価総額■■■■円。資料4に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号2、農地の所在、□□□□番、1筆。地目は、登記簿、現況ともに、田。面積は1，174㎡。権利種別　3条有償移転。譲渡人　氏名　○○○○　、住所　△△△△番地。経営面積は、ご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人　氏名　●●●●、住所　▽▽▽▽在住。権利取得後の経営面積は、11．7a。対価総額▲▲▲▲円。資料5に地図を載せておりますので、ご覧ください。

	番号3、農地の所在、□□□□番。こちらはさきほど議案第3号番号1で許可をいただいた農地です。土地所有者としては、当初から工事終了後は、速やかに農業委員会で3条許可申請をして、譲受人に譲渡する予定でしたが、計3回工期が延長になり、譲渡手続きや登記等が遅れることになりました。所有者からできれば早く農業委員会で諮っていただきたいとのお願いがありましたので今月総会に提出させていただきました。どうぞ、ご理解いただきますようお願いいたします。地目は、登記簿、現況ともに、田。面積は1，186㎡。権利種別　3条無償移転。譲渡人　氏名　○○○○、住所△△△△在住。経営面積は、ご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人　氏名　●●●●、住所　■■■■番地。権利取得後の経営面積は、357．3aです。地図は、先に見ていただきました資料3をご覧ください。この案件につきましては、周辺地域の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後において行う耕作など、事業に必要な農作業に従事すると見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	事務局説明は終わりました。続いて補足説明に入ります。議案第 4 号番号 1 について 22 番藤原委員お願いします。
22 番	はい。議案の番号 1 に対して補足説明させていただきます。この土地は●●●●線、ちょうど●●●●線から□□□□に向けて抜ける道路の隣接したところでございます。現在○○○○さんがこの一番上流で農業をしておられます。その関係であるところに隣接する▲▲▲▲番という土地、これあの 3 筆位に分かれてるんですけども、農業をしている時代から下の田んぼを管理しておられて、現在耕作等はちょっとここ数年してないんですけど、草刈り等全て管理をされております。今後は農業をずっと続けられるということで、当然同等に管理を続けていくということで今回、そこの譲渡をしていただくという話でございますので、今後とも管理はしていただけると思いますので、問題ないと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	はい。補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。質疑ございませんか。承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。挙手全員。よって番号 1 について承認することに決しました。次に番号 2 について、32 番嵐谷委員補足説明をお願いします。
32 番	番号 2 について、嵐谷がご報告申し上げます。●●●●さんは今現在高齢でもあり、一人暮らしでございます。それで○○○○さんの田んぼがその上にございまして、それに近いということで●●●●さんのいうことをきかれて○○○○さんが買うということに決まりました。それで、○○○○さんは現職でありますので、土日の休みのときには帰っておられます。それで自分のところの草刈りと、それから法人の田植え、または稲刈り等を手伝っておられます。ご審議の方よろしくお願い申し上げます。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。質疑ございませんか。承認することに異議ございませんか。承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。挙手全員。よって番号 2 について承認することに決しました。次に番号 3 について補足説明を 36 番川西委員お願いします。
36番	はい。36番川西が補足説明させていただきます。○○○○さんから●●●●さんへの田の譲渡について、●●●●さんは既に耕作しておられますので、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。質疑ございませんか。承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。挙手全員。よって番号 3 について承認することに決しました。 次に、議案第 5 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	9ページをご覧ください。議案第5号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和8年5月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は、登記簿　現況ともに田。面積553㎡、申請人氏名○○○○、住所　△△△△番地、転用目的　露天駐車場、施設等　駐車場、転用理由　来客者等の

	駐車スペースがないため。除地については、令和7年12月10日付けで公告されています。資料6に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号2、農地の所在　□□□□番、1筆。地目は、登記簿　現況ともに畑。面積10㎡、申請人氏名　○○○○、住所　△△△△在住。転用目的　墓地、施設等　墓地、転用理由　墓地に転用するため。除地については、令和7年10月8日付けで公告されています。資料7に地図を載せておりますので、ご覧ください。 農業公共投資の対象となっていない小集団農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて、周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1、番号2につきましては、▲▲▲▲でございますので22番藤原委員に続けて補足説明をお願いいたします。
22番	はい。1番2番同じ▲▲▲▲地区ということで、合わせて補足説明いたします。1番に関しまして、○○○○さんの土地がございますが、以前譲渡していただいて、○○○○さんの土地になってる土地ですが、地図を見てのとおり家の隣にある土地でございます。現在、○○○○さん宅の長男さん等が帰っておられまして、家族が増えて、車も増えた。駐車スペースというのはどうしてもなくて、前庭に並べてあるということで、駐車場が欲しいということで、一番近い500㎡余りの田んぼを駐車場にしたいということで申請が出たものでございます。後継者の育成のためには、ぜひ許可をいただきたいと思います。それから、番号2についてでございます。●●●●さんですが、家の上流の場所、脇にあるんですが、私もちょっと記憶する上でここは畑であったという、あんまり記憶がないんですが長期間ずっと耕作をしていらっしゃらないという土地でございます。原野状態になってる所で、墓が遠くにあるということでなるべく近くへ持って帰りたいということでございますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	はい。補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。番号1について、質疑ございませんか。承認することに異議はございませんか。賛成の方の挙手をお願いいたします。挙手全員。よって番号1については承認することに決しました。 次に番号2について質疑に入ります。質疑はありませんか。承認することに異議はありませんか。承認することに賛成の方の挙手をお願いします。挙手全員。よって番号2について承認することに決しました。 次に、議案第6号農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	10ページをご覧ください。議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画案について、意見を求める。令和8年5月25日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1:農地は、□□□□地内　2筆。面積は合計　1，835㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○。住所　△△△△在住。貸借権の設定を受ける者●●●●。住所　▲▲▲▲番地。10aあたりの賃借料は、玄米■■■■kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号2:農地は、□□□□地内　1筆。面積は、2，220㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　○○○○。　住所　△△△△在住。貸借権の設定を受ける者　●●●●。住所　▲▲▲▲番地。10aあたりの賃借料は、玄米◇◇◇◇kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号3:農地は、□□□□地内　4筆。面積は合計　4，317㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者、所有者は、○○○○。　住所　△△△△番地。貸借権の設定を受ける者●●●●。　住所　▲▲▲▲番地。10a　あたりの賃借料は、▽▽▽▽円。以下は、ご覧のとおりです。貸借権を設定する者又は所有者が○○○○となっていますが、番号3は、農地法の所有者不明農地の制度を活用して賃貸借契約を結んだものです。所有者不明農地の制度についてはのちほど

	補足説明させていただきます。 11ページをご覧ください。 番号4:農地は、□□□□地内　2筆。面積　3，307㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者、所有者は、○○○○。住所　△△△△番地。貸借権の設定を受ける者　●●●●。　住所　▲▲▲▲番地。10a あたりの賃借料は、◇◇◇◇円。以下は、ご覧のとおりです。貸借権を設定する者又は所有者が■■■■となっていますが、番号4は、農地法の所有者不明農地の制度を活用して賃貸借契約を結んだものです。 番号5から番号6は受け手が同じです。貸借権の設定を受ける者　○○○○。住所　△△△△番地。 番号5:農地は、□□□□地内　4筆。面積は合計5，217㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容新規。貸借権を設定する者　●●●●。　住所　▲▲▲▲番地。10a あたりの賃借料は、玄米▽▽▽▽kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号6:農地は、□□□□地内　1筆。面積は、2，333㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容新規。貸借権を設定する者　○○○○。住所　△△△△番地。10a あたりの賃借料は、玄米▽▽▽▽kg。以下は、ご覧のとおりです。 12ページをご覧ください。番号7:農地は、□□□□地内　1筆。面積は、763㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容:新規。貸借権を設定する者　○○○○。　住所　△△△△在住。貸借権の設定を受ける者　●●●●。　住所　▲▲▲▲番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号8から番号9は受け手が同じです。貸借権の設定を受ける者　■■■■。住所　▽▽▽▽番地。 番号8:農地は、□□□□地内　1筆。面積は、1，717㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容新規。貸借権を設定する者　○○○○。住所　△△△△番地。10a あたりの賃借料は、玄米◇◇◇◇kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号9:農地は、□□□□地内　2筆。面積は合計　4，603㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容新規。貸借権を設定する者　○○○○。住所　△△△△番地。10a あたりの賃借料は、玄米▽▽▽▽kg。以下は、ご覧のとおりです。 13ページをご覧ください。番号10:農地は、□□□□地内　1筆。面積は、2，006㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容:新規。貸借権を設定する者　○○○○。住所　△△△△在住。貸借権の設定を受ける者　●●●●。住所　▲▲▲▲番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号11:農地は、□□□□地内　1筆。面積は合計3，627㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容新規。貸借権を設定する者　○○○○。　住所　△△△△番地。貸借権の設定を受ける者　●●●●。住所　▲▲▲▲番地。10a あたりの賃借料は、▽▽▽▽円。以下は、ご覧のとおりです。 番号12:農地は、□□□□地内　1筆。面積は合計　3，144㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容新規。貸借権を設定する者、所有者は、○○○○。住所　△△△△番地。貸借権の設定を受ける者　●●●●。住所　▲▲▲▲番地。10a あたりの賃借料は、▽▽▽▽円。以下は、ご覧のとおりです。貸借権を設定する者又は所有者が○○○○となっていますが、番号12は、農地法の所有者不明農地の制度を活用して賃貸借契約を結んだものです。 14ページをご覧ください。番号13から番号14は受け手が同じです。貸借権の設定を受ける者　○○○○。住所　△△△△在住。 番号13:農地は、■■■■地内　1筆。面積は、1，872㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容新規。貸借権を設定する者　●●●●。住所　▲▲▲▲番地。10a あたりの賃借料は、玄米▽▽▽▽kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号14:農地は、■■■■地内　1筆。面積は、1，702㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容新規。貸借権を設定する者　○○○○。住所　△△△△在住。10a あたりの賃借料は、玄米▽▽▽▽kg。以下は、ご覧のとおりです。

	番号15:農地は、□□□□地内　1筆。面積は、3，035㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容新規。貸借権を設定する者　○○○○。住所　△△△△在住。貸借権の設定を受ける者　▽▽▽▽、●●●●。住所▲▲▲▲番地。10a あたりの賃借料は、玄米◇◇◇◇kgです。以下は、ご覧のとおりです。 15ページをご覧ください。 番号16:農地は、□□□□地内　2筆。面積は合計　7，011㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容新規。貸借権を設定する者　○○○○。住所　△△△△在住。貸借権の設定を受ける者　●●●●。住所　▲▲▲▲番地。10aあたりの賃借料は、◇◇◇◇円。以下は、ご覧のとおりです。 番号17:農地は、□□□□地内　6筆。面積は合計　18，822㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容新規。貸借権を設定する者　○○○○。住所　△△△△番地。貸借権の設定を受ける者　●●●●。▲▲▲▲在住。以下は、ご覧のとおりです。 以上の案件につきましては、貸借権の設定を受けようとする者について、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件、 ・耕作などの事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること。 ・耕作などの事業に必要な農作業に常時従事する と認められること。 の要件を満たしているかどうかを確認した上で、機構に本農業委員会の意見を提出するようになります。 続けて、以下は石原が話します。 番号3、番号4、番号12の「所有者不明農地の制度」について少し補足の説明をさせていただきます。 「(2)所有者(共有者)の全員を確知できない場合」と書いてあるカラーの1枚紙をご覧ください。「農地を借受したいが、所有者が亡くなっておられる場合や、賃貸借契約を結んでいた方が亡くなられて、契約期限が来るが次も契約したい」など、誰と契約していいかわからないといった場合、平成30年11月までは放置されるしかない状況でしたが、平成30年に農地法が改正され、一定の手続きをとることにより、しまね農業振興公社が利用権の設定ができるようになりました。緑で塗ってある図をご覧ください。図の左から①遊休農地、または所有者の死亡などにより遊休農地になる恐れ・・・②農業委員会は、役場の戸籍担当課で相続人の調査をします。相続人が生存していた場合には郵便で連絡をとります。③相続人が全くいなかったり、いても返事が来ない場合はいないとみなして「所有者不明の農地である」旨を公示します。期間は2か月です。④公示して2カ月間、相続権を申し出る人が現れなければ、農業委員会は県公社に通知します。(あとは図のとおり) 以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	はい。説明が終わりました。議案第6号番号1の補足説明を20番八澤委員お願いします。
20番	1番と2番について、20番八澤が補足説明をいたします。まず1番の案件です。○○○○さんの住所は、■■■■となっております。おばあさんが今年亡くなられまして、家にちょっとおられないんですが、この土地はお家の近くにありますので、●●●●さんがやられるということです。案件場所ですけれども、△△△△の◆◆◆◆農道へ向かう△△△△の一番奥と言いますか、その手前の一軒で、その家の最後ですけれども、△△△△の家の前の田を●●●●さんにお願いするものです。2番ですけれども、こちら□□□□さんは、◇◇◇◇におられますけれども、お母さんが家におられまして、こちらは去年まで▲▲▲▲さんがやっておられましたけども、今回▽▽▽▽さんにお願いするということで、今回出ました。この場所ですけれども、◎◎◎◎のちょっと下のところで、線路を越えて向こう側の区画となります。全く問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	補足説明は終わりました。続いて、質疑に入ります。質疑ございませんか。番号 1 について、承認することに異議ございませんか。承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。挙手全員。よって番号1について承認することに決しました。

	次に番号2について質疑ございませんか。承認することに異議ございませんか。承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。挙手全員。よって番号2について承認することに決しました。 次に番号3について21番森合委員補足説明をお願いします。
21番	はい。番号3について、21番森合が補足説明をさせていただきます。場所は、□□□□地内の木次横田線を△△△△方向かっていただいて、▽▽▽▽峠がございます。その▽▽▽▽峠の手前、50～60mぐらい手前じゃないかと思いますけれども、右に入る農道がございます。この農道を 100mくらい行って左手の山添の方にある圃場です。先ほど事務局が説明されたとおり、カッコ書きで○○○○と書いてありますけれども、もう亡くなられておられてとりあえず所有者不明という状況になっております。昨年まではこの農地を耕作したいという観点から非農地にするのはもったいないということで営農組合等を始めとした皆さんが圃場を管理されておられました。今回●●●●さんがこの圃場を耕作されるわけですけども、●●●●さん自体も自分の圃場を適切に管理されておられます。今回新規ということで、●●●●さんが作られますが問題ないかと思っております。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。質疑ございませんか。承認することに異議ございませんか。承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。挙手全員。よって番号3について承認することに決しました。次に番号4について補足説明を24番佐藤委員補足説明をお願いします。
24番	番号4につきまして24番佐藤が補足説明いたします。先ほど事務局より説明がありましたが、空き家になっておりまして、娘さんもおられるということでちょっと具合が悪いということでいろいろそういうことでもあるし、この田は元々こうやって○○○○さんには作られていたところで今年で契約を解除ということもあって、田を圃場された四角な良い田です。2枚。それに荒らすのももったいないから自分も83歳高齢になったけど、もうちょっと頑張ってやってみようじゃないかということで、契約されたところです。家もすぐ側の 50～60mほどしか離れてない場所であって現場も近いということで、よろしくお願いします。
議長	補足説明は終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。承認することに異議ございませんか。承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。挙手全員。よって番号4について承認することに決しました。 次に番号5と番号6は受け手が同じでございますので一緒に説明してください。26番賀元委員補足説明をお願いします。
26番	番号5番号6について、26番賀元が補足説明します。場所の方は□□□□地内にありまして、○○○○から県道◆◆◆◆方面に向かって1kmぐらい右折したところから、また500mぐらい行ったところにあります。 その上の田んぼを今●●●●さんが現在作っておられます。その続きが、△△△△さん、▲▲▲▲さんがありますので、別に問題はないかと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明は終わりました。5番、6番について一括質疑してよろしいでしょうか。質疑ございませんか。承認することに異議ございませんか。承認することに賛成の委員の挙手を願います。挙手全員。よって番号5、番号6について承認することに決しました。次に番号7について、補足説明を15番立石委員。
15番	それでは議案第6号番号7につきまして、15番立石の方から補足説明をさせていただきます。 この農地は□□□□地区の■■■■自治会内にありまして、元々○○○○さん、同じ■■■■自治会の方で現在△△△△の方に住んでおられますけれども、隣接する田んぼを耕作しておられる●●●●さんにお願いしたいということで今回の契約となりました。●●●●さん、機械の所有がございませんけれども、中山間の集落協定の機械や作業委託ということで農業をやっておられますので、問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。承認することに異議ございませんか。承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。挙手全員。よって番号7について承認する

	ことに決しました。 次に番号 8 番号 9 につきましては受け手の法人が同じでございますので、一括して補足説明を 28 番藤原委員。番号 8 番号 9 について、補足説明願います。
28 番	圃場の方は、こちらも□□□□自治会でございまして、○○○○さんの他、●●●●さんの方ともに以前から■■■■の方が作っておられます。ただし●●●●さんの場合はこのことで、所有権移転で農地を取得されてますので、引き続き今まで通りの■■■■さんの方に作っていただくということだそうです。ご審議をお願いします。
議長	はい。補足説明が終わりました。番号 8 番号 9 について一括質疑をしたいと思います。質疑ございませんか。承認することに異議ございませんか。承認することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員。よって番号 8 番号 9 については、承認することに決しました。次に番号 10 の補足説明について、30 番山田委員。
30 番	はい。番号 10 について 30 番山田が補足説明いたします。○○○○さんと●●●●さんは親戚関係にあるようでございまして、場所としては、□□□□の■■■■がありますけども、ここの運動広場の下のところに土地があります。隣にシイタケのハウスがありますけどもそれに隣接する土地になります。●●●●さんもこの周辺の田んぼを耕作しておられます。今回田んぼ登記上は田んぼですけども、現況としては畑としてこれまでも耕作管理しておられます。問題なく継続管理されると思いますので、審議よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。質疑ございませんか。承認することに異議ございませんか。承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。挙手全員。よって番号 10 について承認することに決しました。次に番号 11 について補足説明を 33 番新田委員お願いします。
33 番	番号 11 につきまして 33 番新田が補足説明をいたします。この圃場は□□□□地内にありますけれども、○○○○さんは■■■■の自治会でございます。長年この圃場につきましては、耕作されておりますので、新規と書いてございますけれども、問題なく耕作をされていますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	はい。補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。質疑ございませんか。承認することに異議ございませんか。承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。挙手全員、よって番号 11 について承認することに決しました。次に、番号 12 について補足説明を 33 番新田委員お願いします。
33 番	12 番につきまして同じく 33 番新田が補足説明をいたします。○○○○さんにつきましては数年前にお亡くなりになられ、またこの圃場につきまして親族の方は相続放棄をされました。その土地につきまして●●●●さんがこのままじゃいけないということで、耕作を願い出られまして、耕作をすることとなっております。それで●●●●さん自体手広く耕作をやっておられますので、特に問題はないかと思われますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。
議長	はい。補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。質疑ございませんか。承認することに異議ございませんか。承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。挙手全員。よって番号 12 について承認することに決しました。次に番号 13 と番号 14 につきましては受け手は●●●●さんということで、補足説明を 37 番小池さん続けてお願いいたします。
37 番	37 番小池です。番号 13、番号 14 の圃場ですけども、場所は□□□□地区の■■■■の周辺にございまして、借り手の○○○○さんの方に隣接しているということもありまして、新規ではありますけども、継続的に耕作してもらえます。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	はい。説明が終わりました。続いて番号 13 と番号 14 について質疑を行います。質疑はございませんか。承認することに異議ございませんか。承認することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員。よって、番号 13 番号 14 については、承認することに決しました。次に番号 15 について補足説明を 38 番堀尾委員お願いします。

38番	はい。38番堀尾が番号15について補足説明いたします。場所は□□□□地区の■■■■自治会の△△△△入口から300m ほど行ったところにある道路沿いにある入口です。●●●●は数年前に農業をするために県外からIターンされ、■■■■地内に定住されています。無農薬とハデ干しにこだわり農業をされています。■■■■自治会の若手として期待されています。何の問題もないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	はい。補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。質疑ございませんか。承認することに異議ございませんか。承認することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員。よって、番号15については、承認することに決しました。次に、番号16の説明を39番大塚委員。
39番	はい。番号16につきまして、39番大塚が補足説明させていただきます。場所でございますが、□□□□から◆◆◆◆の方に向かうと■■■■がございまして、○○○○さんのお父さんが亡くなられまして、相続の処理が終わったということで、◇◇◇◇の方が何年も前から牧草を作っておられます。それで今回新たに契約ということになっております。何ら、問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いします。
議長	はい。補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。質疑ございませんか。承認することに異議ございませんか。承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。挙手全員。よって、番号16について、承認することに決しました。次に番号17について補足説明を、42番松島委員。
42番	番号17について42番の松島が補足説明をさせていただきます。場所は□□□□の向かい側にある■■■■の開パイ地になっております。前回も■■■■で○○○○が山椒を作るというふうなことで、今回はその同じ圃場にあります●●●●さんの開パイ地を使って山椒を作るというふうなことで進めておられます。今回はこの賃借料がゼロになっておりますけども、ハウスの撤去、こういうものを全部相手さんがとてもみられないというふうなことで、今回ハウスの撤去等も全部みながら進めるということで賃借料を充てるというふうなことで進めておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。質疑ございませんか。承認することに異議ございませんか。承認することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員。よって番号17について承認することに決しました。事務局さん一つ言っていいですか。所有者不明農地は、どのような方法で公示していますか。
事務局	奥出雲町はそれぞれの各庁舎の掲示板と、あとホームページでしております。
議長	この案件とは、今からたくさん出てくると思いますので、皆さんよろしくお願いします。
12番	この評価額っていうのは、大体○○○○円と決まっていますか。
事務局	●●●●が借りられる方とお話をされて、土地の評価格とかも勘案しながら、両者で決められます。
12番	はい。
15番	すいません。 先ほど新田委員の方からの説明もあったんですけど、相続放棄される方が出てきたら、税務課から通知されて、裁判所に申し出ると思うんですけども、この所有者不明の人の関連は何かございますか。
事務局	最初に相続人を探すときに、町民課の方で戸籍とかを取りまして、今回この制度の場合、相続権のある方は、配偶者と子供さんだけに限られているんですけども、その方々に通知を出します。農地を借りたいという人がおられるけど、貸し手になりませんかということで。そのときに、相続放棄をしている方がおられましたら、家庭裁判所の相続放棄陳述書、裁判所が認めたものを提出してもらって、その方を相続人の候補から外していくようになります。今回の例も相続人自体は、おられたんだけども皆さん、相続放棄をしておられました。相続人がいないということで、制度を使いました。以上です。

議長	次に議案の方をやりたいと思います。 議案第7号、奥出雲農業振興地域整備計画の変更について上程いたします。
事務局	変更理由書の資料 4 ページをご覧ください。こちらが今回申請のあった除外申請の一覧です。件数12 件です。1209 ㎡が今回の修正内容です。この申請のうち、整理番号 8 番、9 番、12 番が追認です。それでは、内容についてひととおり読み上げます。 番号1 土地の所在、□□□□番、地目　田、面積413 ㎡の内事業面積100 ㎡、土地の所有者　○○○○、事業計画者　●●●●、除外の理由　墓地および参道。 番号 2 土地の所在　□□□□番、地目　畑、面積 269 ㎡の内事業面積 10 ㎡、土地の所有者、事業計画者ともに○○○○、除外の理由　墓地。 番号 3 土地の所在　□□□□番、地目　畑、面積 224 ㎡。土地の所有者　○○○○、事業計画者●●●●、除外の理由　露天駐車場。 番号 4 土地の所在　□□□□番、地目　田、面積 310 ㎡、土地の所有者　○○○○、事業計画者●●●●、除外の理由　宅地。 番号 5 土地の所在　□□□□番、地目　田、面積 1594 ㎡の内事業面積 109 ㎡、土地の所有者　○○○○、事業計画者　●●●●、除外の理由　貯水槽。 番号 6 土地の所在　□□□□番、地目　畑、面積 138 ㎡内事業面積 10 ㎡、土地の所有者　○○○○、事業計画者　●●●●、除外の理由　墓地。 番号 7 土地の所在　□□□□番、地目　田、面積 543 ㎡内事業面積 10 ㎡、土地の所有者、事業計画者ともに○○○○。除外の理由　墓地。 番号 8 土地の所在　□□□□番、地目が田、面積 76 ㎡、土地の所有者、事業計画者ともに○○○○。除外の理由　倉庫および進入路。 番号 9 土地の所在　□□□□番、地目　田、面積 67 ㎡、土地の所有者、事業計画者ともに○○○○。除外の理由　庭地。 番号10 土地の所在　□□□□番、地目　畑、面積205 ㎡、土地の所有者　○○○○、計画者　●●●●、除外の理由　露天駐車場。 番号 11 土地の所在□□□□番、地目　畑、面積 88 ㎡内事業面積 10.5 ㎡、土地の所有者、事業計画者ともに○○○○、除外の理由　墓地。 番号 12 土地の所在　□□□□番、地目　田、面積 3455 ㎡内事業面積 78 ㎡、土地の所有者　○○○○、事業計画者　●●●●、地目　田、除外の理由　宅地拡張です。以上でございます。 詳細については、7 ページ以降に位置図および土地利用計画図を添付しておりますので、ご確認をお願いします。以上、除外についてご審議のほどよろしくお願いします。
議長	はい。事務局説明は終わりました。多少時間をとりますので、内容を確認いただきたいと思います。 よろしいでしょうか。質疑ございませんか。異議ございませんか。それでは、整備計画の変更について承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。挙手全員。よって議案第 7 号は承認することに決しました。以上で本日の審議を終えます。
事務局	（事務局から事務連絡） ① 全国農業委員会会長大会について ② 活動記録について ③ 懇親会について ④ 四役会について
議長	そういたしますと、来月の総会でございますが、6月25日（木）9時からこの会場で行います。 連日、また暑い日が続くと思います。 熱中症等に気を付けて農作業をやっていただきたいというふうに思っております。 それでは本日の審議会は終わりたいと思います。 ありがとうございました。